

## 伝達性海綿状脳症検査実施要領

### 1 趣旨

本要領は、我が国において牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）にり患した牛が確認されたことから、食肉の安全を確保するとともに、国民の不安を解消するため、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）に基づき伝達性海綿状脳症（以下「TSE」という。）に係る検査を実施し、TSEにり患した牛、めん羊及び山羊が食用として流通しないよう措置し、併せて我が国におけるTSEのり患状況の評価に資することを目的とする。

### 2 TSE検査の必要性

と畜場における食肉の安全対策として、異常プリオンたん白質の蓄積部位である特定部位の適切な除去に加えて、高濃度の異常プリオンたん白質に汚染された可能性があるTSE患畜に由来する肉等を排除することが必要であり、法第14条に基づき検査を実施する。

### 3 検査申請に関する指導事項及び受理時の留意事項

(1) と畜検査申請者に対して次の事項についてあらかじめ指導するとともに、関係営業者に指導すること。

ア と畜場法施行規則（以下「規則」という。）第15条第1項に規定すると畜検査申請書の提出の際には、「年齢」について月単位で記載すること。牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づく牛個体識別台帳の写しや、必要に応じ子牛登記証明書（社団法人全国和牛登録協会発行）、血統登録証明書（社団法人日本ホルスタイン種登録協会発行）など当該牛の月齢が確認可能な書面を添付すること。

めん羊及び山羊については、めん羊、山羊血統登録証明書（社団法人畜産技術協会発行）、めん羊及び山羊出生確認書（社団法人畜産技術協会発行）など月齢が確認可能な書面を添付することが望ましいこと。

イ TSE検査陽性の場合に畜産主管部局による調査に必要な出荷者、飼養者の氏名及び住所等の情報についても、あらかじめ確認して申請すること。

(2) と畜検査申請書の受理に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 申請に係る牛の月齢について、と畜検査申請書の「年齢」欄の記載及び上記(1)のアに定める書面を確認すること。

めん羊及び山羊の月齢については、上記（１）のアに定める書面が添付されている場合には、当該書面に基づき確認すること。

イ 上記（１）のイの事項が不明な場合には、確認するよう申請者に対し指導すること。

#### 4 生体検査

（１）法第１４条第１項の規定に基づく検査において、牛については、歯列の確認を行い、と畜検査申請書に添付された上記３の（１）のアに定める書面を参考に月齢を総合的に判断すること。また、第３切歯が生えている場合には、と畜検査申請書の記載にかかわらず生後３０ヶ月以上であると判断すること。

めん羊及び山羊についても、歯列の確認を行い、生後１２ヶ月を判断するに当たっては、第２後臼歯（上顎及び下顎）の萌出がその指標になること。

（２）すべての牛、めん羊及び山羊について、奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状の有無を歩様検査の結果もあわせて判断すること。

なお、生体検査に当たっては、平成１５年３月２６日付け事務連絡により送付した伝達性海綿状脳症の臨床症状に関する教育ビデオを参考とすること。

#### 5 生体検査の結果に基づく措置

（１）生体検査の結果、上記４の（２）に該当し、当該牛、めん羊及び山羊がＴＳＥに罹患している疑いがあると判断した場合（家畜伝染病予防法第２条に規定する疑似患畜に該当。）には、当該牛、めん羊及び山羊のとさつ又は解体によりウイルス（異常プリオンたん白質）を伝染させるおそれがあると認められるため、法第１６条第１号の規定に基づきとさつ解体禁止の措置をとること。

（２）（１）の措置をとった食肉衛生検査所等は、その旨を申請者及びと畜場設置者等に通知するとともに、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）食品衛生主管課を通じて、当該都道府県等畜産主管課に通報すること。また、出荷者を管轄する関係都道府県等の食品衛生主管課及び畜産主管課に情報提供すること。

（３）ＴＳＥの症状が確認できないような全身症状を呈するものであって、敗血症、高度の黄疸等上記以外の理由により法第１６条第１号に基づくとさつ解体禁止の措置をとった牛、めん羊及び山羊についても、食肉衛生検査所等は、申請者及びと畜場設置者等に通知するとともに、都道府県等食品衛生主管課を通じて、当該都道府県等畜産主管課に通報すること。また、出荷者を管轄する関係都道府県等の食品衛生主管課及び畜産主管課に情報提供すること。

## 6 解体後検査

### (1) 牛に対する検査等

ア スクリーニング検査は21ヶ月齢以上の牛について、原則としてとさつ解体を行った当日に実施すること。

なお、20ヶ月齢以下の牛であっても、疾病鑑別の観点等からと畜検査員が必要と認める場合には、スクリーニング検査を実施することが可能であること。

イ 次に掲げる分類について、スクリーニング検査及び確認検査結果を集計すること。

ア) 生後24ヶ月以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛。

イ) 生後30ヶ月以上の牛。

ウ) その他の牛。

### (2) めん羊及び山羊に対する検査等

ア スクリーニング検査は12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊について、原則としてとさつ解体を行った当日に実施すること。

なお、11ヶ月齢以下のめん羊及び山羊であっても、疾病鑑別の観点等からと畜検査員が必要と認める場合には、スクリーニング検査を実施することが可能であること。

イ スクリーニング検査及び確認検査結果を集計すること。

### (3) 検体採取等

牛、めん羊及び山羊の検体については、頭部の大孔から延髄をスパーテル等により採取すること。延髄の片側の一部をスクリーニング検査用検体とし、別添1の「伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査要領」により検査を実施するとともに、延髄の残りを凍結し、送付用検体とすること。

延髄の反対側は15%~20%濃度の緩衝ホルマリンで固定し、送付用検体とすること。当該固定は、検体採取後速やかに行うこととし、困難な場合であっても、1回目のELISA検査結果判明後直ちに行うこと。

なお、延髄がとさつ時の金属ワイヤーによる中枢神経破壊の際に損傷され、採取位置が確認できない場合は、複数箇所から検体を採取すること。

### (4) スクリーニング検査結果が陽性の場合の措置

スクリーニング検査が終了し(2回目のELISA検査終了時)、その結果、陽性と判断された場合には、食肉衛生検査所等は直ちにその旨を申請者及びと畜場設置者等に通知するとともに、都道府県等食品衛生主管課に通報し、当該都道府県等畜産主管課、当該牛、めん羊及び山羊の出荷者を管轄する関係都道府県等の食品衛生主管課及び畜産主管課に情報提供すること。

当該牛、めん羊及び山羊の確認検査を実施するため、上記(3)において

あらかじめ確保した検体を別途通知で指定する機関に送付すること。なお、都道府県等において確認検査を実施する場合は、別添2の「都道府県等における伝達性海綿状脳症（TSE）確認検査実施要領」により検査を実施すること。

#### （5）確認検査結果の連絡

確認検査結果については、前記（4）の確認検査実施機関から厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）を通じて当該都道府県等食品衛生主管課に連絡する。なお、都道府県等において確認検査を実施した場合にあっては、当該都道府県等食品衛生主管課を通じて監視安全課あて連絡すること。

当該都道府県等食品衛生主管課は、直ちに食肉衛生検査所等を通じて、確認検査結果を申請者及びと畜場設置者等に通知するとともに、当該都道府県等畜産主管課、出荷者を管轄する関係都道府県等の食品衛生主管課及び畜産主管課に情報提供すること。

#### （6）確定診断

確認検査の結果、TSE陽性と判断された場合には、厚生労働省の牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議において確定診断を行うこと。

#### （7）スクリーニング検査及び確認検査実施中のと畜等に関する措置

スクリーニング検査及び確認検査の実施中は、当該牛、めん羊及び山羊に由来する肉、内臓、血液（再利用するものに限る。）、骨、皮、頭部、脚、尾部等については、分離した廃棄部位を含め、個体識別が可能な方法で、かつ可食部分が微生物等の汚染を受けないよう保管すること。一頭ごとの保管が困難な場合は、数頭分又は1日分まとめて保管し、TSE陽性の場合には一括して措置（焼却）して差し支えないこと。

### 7 解体後の検査に基づく措置

規則第16条第3号又は第4号に基づき、と畜検査員等の立会いのもと、次のとおり措置すること。

#### （1）スクリーニング検査結果又は確認検査結果が陽性の場合

ア 規則の別表第一に掲げる、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びにめん羊及び山羊（月齢が満12月以上のものに限る。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、せき髄及び胎盤（以下「別表第一に掲げる部分」という。）に接触した又はそのおそれがある施設設備、機械器具等について、8に定める消毒措置等を実行すること。また、別表第一に掲げる部分に接触しない施設設備、機械器具等については、入念な洗

浄消毒を行うこと。

イ 6の(7)により保管している当該牛、めん羊及び山羊に由来する肉、内臓、血液(再利用するものに限る)、骨、皮、頭部、脚、尾部、分離した廃棄部位等の一部を必要に応じて焼却すること。

(2) 確定診断の結果、TSEと判断された場合

監視安全課から確定診断の結果、TSEと判断された旨の通知を受けた都道府県等は、次により措置すること。

ア 別表第一に掲げる部分に接触した又はそのおそれがある施設設備、機械器具等について、8に定める消毒措置等を確実に行うとともに、別表第一に掲げる部分に接触しない施設設備、機械器具等についても入念な洗浄消毒を行うこと(上記(1)のアにより措置したものを除く。)

イ 6の(7)により保管している当該牛、めん羊及び山羊に由来する肉、内臓、血液(再利用するものに限る)、骨、皮、頭部、脚、尾部、分離した廃棄部位等(上記(1)のイにより焼却したものを除く。)を焼却すること。

8 廃棄を命じたもの等の消毒方法

検査の結果、TSEに罹患している牛、めん羊及び山羊が発見された場合の現時点での病原体の不活化法は次のとおりであるので、これらに基づき、消毒措置等を確実に行うこと。

- (1) 800℃以上の完全な焼却(と体、ゴム手袋、防護衣服等)
- (2) 132～134℃、1時間の高圧蒸気滅菌(器具等)
- (3) 水酸化ナトリウム1モル濃度以上、20℃、1時間の処理(施設、汚物等)
- (4) 次亜塩素酸ナトリウム有効塩素濃度が最低2%溶液で1時間による処理(施設、汚物等)

9 設置者、管理者、と畜業者、従事者等への指導事項

- (1) 別表第一に掲げる部分については、処理の過程で除去し、と畜検査員の確認を受け、焼却すること。
- (2) TSE検査中のと体等を保管する際に保留用冷却設備が狭隘な場合は、他のと体等を汚染しないよう、保管用冷蔵庫を仕切るなど現在の施設を有効に活用して対応すること。
- (3) 本要領はTSE検査に関連した必要な措置を定めたものであり、実施の結果、と畜場の使用を制限する必要がある場合には、法第11条に規定する「正当な理由」に該当するものと解される。

また、必要に応じて、処理頭数の見直しを行うこと。

TSE陽性牛、めん羊及び山羊が発見された場合は、と体等について焼却処分が必要であることから、あらかじめ利用可能な焼却設備を指定しておく

こと。

#### 1 0 監視安全課への検査結果の報告及びその公表

- (1) 都道府県等食品衛生主管課は、5の(1)のとさつ解体禁止措置を講じた場合には、別紙様式1により直ちに監視安全課まで報告すること。
- (2) スクリーニング検査結果については、前週日曜日から土曜日までの検査結果を翌週の月曜日(月曜日が祝日の場合は、休日明けの日)の午後6時まで、牛については、食肉検査支援システムを利用し、めん羊及び山羊については別紙様式2により報告すること。  
なお、食肉検査支援システムに不具合が生じた場合、20ヶ月齢以下の牛で検査を実施しなかった場合等については、別紙様式3により、監視安全課あて報告すること。
- (3) 監視安全課においては、確定診断の結果、TSEとされたものについては判明次第、スクリーニング検査及び確認検査の結果が陰性のものの総数を毎週公表することとしているので、結果の報告に遺漏のないようにすること。

#### 1 1 その他

20ヶ月齢以下の異常のない牛などを対象としてと畜場法に基づかないスクリーニング検査及び確認検査を実施する場合においても、検査中の当該牛に由来する肉、臓器等の取扱いについては本検査実施要領を準用すること。

#### (改正記録)

- |                 |   |                     |
|-----------------|---|---------------------|
| 平成13年10月18日一部改正 | ： | 実施要領内容追記            |
| 平成13年11月5日一部改正  | ： | 検体郵送に係る取扱い変更        |
| 平成14年1月23日一部改正  | ： | スクリーニング検査結果日報を週報に改正 |
| 平成14年11月11日一部改正 | ： | 検体郵送に係る取扱い変更等       |
| 平成15年2月28日一部改正  | ： | 確認検査実施要領追加          |
| 平成15年7月1日一部改正   | ： | 牛海綿状脳症用検査キットの追加等    |
| 平成16年4月13日一部改正  | ： | 生体検査に係る教育ビデオの追加等    |
| 平成16年8月4日一部改正   | ： | スクリーニング検査キットの追加等    |
| 平成17年7月1日一部改正   | ： | 検査対象月齢の改正等          |
| 平成18年6月23日一部改正  | ： | スクリーニング検査キットの追加等    |

(別紙様式1)

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 行

FAX : 03-3503-7964

### TSE疑いのある牛、めん羊及び山羊の発生確認報告書

1	自治体名		と畜場名			
2	とさつ禁止措置日時	年 月 日 時				
	とさつ禁止措置を講じた理由					
3	当該動物	種類 品種	性別	♂ ♀	月齢	ヶ月
4	生体検査所見					
5	備 考					
	耳標番号等					

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査結果(週報)

月 日～ 月 日搬入分

自治体名

	症状を呈するめん羊及び山羊※1			その他のめん羊及び山羊			計			12ヶ月齢未満のめん羊及び山羊で検査を実施しなかった頭数
	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	
月 ~ 日										
月 ~ 日										
月 ~ 日										
月 ~ 日										
月 ~ 日										
月 ~ 日										
月 ~ 日										
月 ~ 日										
月 ~ 日										
計										

※1 生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するめん羊及び山羊  
 月 日～ 月 日までにTSEの疑いがあるためとさつ禁止措置を講じた件数 件

牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査結果（週報）

月 日～ 月 日搬入分

自治体名

	症状を呈する牛 ※1			生後30ヶ月齢以上の牛			その他の牛			計			21ヶ月齢未満の牛で 検査を実施しなかつ た頭数
	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
月 ~ 日													
計													

※1 生後24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

月 日～ 月 日までにBSEの疑いがあるためとさつ禁止措置を講じた件数 件